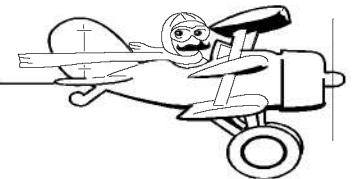


## 今回のテーマ

### 生命保険の変換制度



生命保険は将来的な環境・ニーズの変化等で見直しが必要になりますが、その時に健康状態が良いないと新規保険に加入することができません。

しかし、保険会社によっては変換制度というものがあり、これを使えば、元の保険の保険金額を限度として、健康状態に関係なく新規保険に加入することができます。

今回は、経営者の多くの方がご加入されている「遞増定期保険」を例に変換制度を紹介いたします。

#### ＜遞増定期保険の変換＞

##### 遞増定期保険

(法人契約)

一定条件のもと無診査で遞増定期保険の保険金額を限度として新規保険（終身保険・定期保険等）に加入することができます！

変換

解約返戻金 + 一生保障

##### 終身保険

(※) 変換前の契約は解約し、解約返戻金があればお支払いします。変換後の契約は新規契約になり、保険料は変換後の年齢で計算されます。

変換後の終身保険は、契約者のニーズに応じて様々なバリエーションが可能です！

##### 個人契約で 遺族の生活資金を準備！

死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人)を確保できます。  
契約者：本人  
被保険者：本人  
受取人：奥様またはお子様

##### 法人契約で 退職金資金を準備！

解約返戻金を退職金の原資として活用できます。  
契約者：法人  
被保険者：本人  
受取人：法人

##### 個人契約で 財産の評価下げ！

一時所得となる契約形態により、財産の評価下げが可能です。  
契約者：奥様またはお子様  
被保険者：本人  
受取人：奥様またはお子様

今回紹介した変換制度の他にも生命保険には様々な制度があり、生命保険会社によって取り扱いが異なっております。保険加入時には将来的なニーズの変化も考慮し、変換制度等の有無を含めて、どの保険に加入するのがいいのか慎重に検討することが重要です。  
具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。